

企業価値評価の観点から見た近年の負債オンバランス化の意味

—米国会計基準を題材として—

[The Meaning of Recent Liability On-Balance from the Perspective of  
Corporate Valuation: In the Context of US GAAP.]

(要 旨)

一橋大学大学院商学研究科

博士後期課程 会計・金融 専攻

寺嶋 康二

本論文は、伝統的な収益費用アプローチに基づく会計観への批判と全面公正価値会計の動きを経て、近年その立ち位置が曖昧となっている貸借対照表の役割と意義を企業価値評価の観点から問い直すことを目的とする。

資産・負債を経済的資源とその犠牲として定義したことで調達源泉と運用形態という解釈が少なくとも完全には不可能となり、他方で貸借対照表上での価値計算がすべての資産・負債について貫徹されるわけでもない、そんなこんにちの会計における貸借対照表の役割とは何であり、そして何であり得るのか。それを明らかにする必要がある、という点が本論文の根幹をなす問題意識である。

こうした問題意識の下、貸借対照表の役割を検討する際の具体的な視点として、本論文では企業価値評価への役立ちという観点を採用した。これは、大きく次の三つの理由によるものである。

すなわち第一に、経済的意思決定に有用な情報を利用者に提供することを会計の主目的と捉える見方が近年では一般化しているためである。意思決定有用性アプローチの下で財務報告が提供するべき情報、すなわち意思決定有用性を持つ情報とは要するに、企業価値評価に資する情報であるということが、現在では概ね合意されていると言える状況にある。したがって、企業価値評価への役立ちという観点から貸借対照表の役割を検討することにより、近年の会計が主目的として掲げている意思決定有用性という文脈での貸借対照表の意義に迫ることが可能と考えられる。

第二に、これまでの会計において一貫して重要視されてきた純利益情報(損益計算書)との相対化を図ることが可能なためである。上述した文脈と同じ理由により、従来から会計における最も重要な情報と目されてきた純利益情報についても、企業価値評価の観点からその役立ちについて多くの検討がなされてきた。したがって、同じ企業価値評価への役立ちという観点から貸借対照表の役割を検討することで、経済的意思決定に有用な情報の提供という目的に対して純利益情報(損益計算書)と貸借対照表がそれぞれどのように役立つと考えられるのか、という相対化を図ることが期待できる。

第三に、上述したような全面公正価値会計を志向した FASB や IASB の動きを位置付ける上で、意思決定有用性ならびに企業価値評価の観点が有用なためである。伝統的な収益費用アプローチへの批判に応える形で提唱された資産負債アプローチは全面公正価値会計へと派生し、近年ではその動きは沈静化しつつある。こうした一連の流れを位置付ける上で、貸借対照表と損益計算書、ひいては会計情報が企業価値評価に

においてどのように役立つと期待されていたのかという観点からの整理が示唆に富むものであるため、同じ文脈からこんにちにおける貸借対照表の役割を検討するために、企業価値評価の観点を採用している。

以上のような問題意識と視点のもと、本論文では、第2章から第7章にかけて、貸借対照表上で表示される情報を改善しようとしたと見られる実際の基準変化と、それらが企業価値評価の観点からどのように位置付けられるかということを検討する。

第2章では、収益費用アプローチから資産負債アプローチへという会計観の転換がこれまでの先行研究においてどのように位置付けられてきたのかを概観することで、本論文で取り組むべき研究課題を明らかにする。

資産負債アプローチと収益費用アプローチという二つの会計観は、FASB と IASB が主導した全面公正価値会計への動きを経たことで、投資家にとって有用なのは貸借対照表か損益計算書かという「情報価値の局面」での排他的・択一的な対立として捉えられ、また議論されていた。しかし他方で、実際の会計基準においては、従来から会計の「重心」として重要視されてきた純利益情報をそうした全面公正価値会計の影響からある種保護するように、その他の包括利益というある種の調整項を設けることで、資産の評価と利益の測定とを切り離して検討することが可能となっている。

これによって、近年の会計においては貸借対照表上の会計情報と純利益情報で異なる役割を担うことが可能となっており、また実際に一定の項目については貸借対照表上での評価差額をその他の包括利益に計上することによって、従来のような単なる繰越表に留まらない、それでいて純利益情報とも異なる何らかの情報を貸借対照表上で表示しようとする動きが見られる状況となっている。

一方で、こうした状況の下で貸借対照表が担おうとしている、あるいは担うことが期待されている役割とは何なのかということは必ずしも明らかとはされてこなかった。したがって、本論文においては、こんにちの会計において貸借対照表が有し得る役割について企業価値評価の観点から検討することを主たる課題として析出している。

また、検討にあたっては米国においてこれまでに生じてきた実際の基準変化を手掛かりとし、具体的なトピックとして①退職給付会計における負債認識額の変化、②資産除去債務の負債認識、③レシーにおけるオペレーティング・リースのオンバランス化という三つのトピックを提示する。

第3章から第5章では、第2章において導出した研究課題を検討するための材料と

して、純利益額以外の部分で何らかの有用な情報を提供しようとする変化が実際に生じていると見られる三つのトピックを概観する。これらのトピックは、これまでの会計において関心を集めてきたような、純利益額として凝集される情報を改善することを主眼とした変化ではなく、むしろそうした損益計算に極力影響を与えないように配慮しつつ、貸借対照表上で何らかの負債を計上しようとした変化と見ることができる。こうした変化に注目することで、純利益情報を介した企業価値評価への影響に左右されない、貸借対照表上の会計情報がもたらす企業価値評価への影響だけを抽出した検討を試みることが、ここでのねらいである。

第3章では、米国における退職給付会計に関する基準の変遷が大きくわけて二つの流れに分けられることをまず指摘する。すなわち、毎期の退職給付費用をどのように計上すべきかという損益計算に関する変化の流れと、貸借対照表上で退職給付債務をどのように反映すべきかという変化の流れの二つである。このうち本論文において注目するのは、後者の流れに属する変化である。

すなわち、米国においては、退職給付費用を計上した際の相手勘定として負債が認識されることとは別に、貸借対照表上で最小負債として何らかの金額を最低限認識する必要があるということが一貫して規定されていた。そこでは、少なくとも法的に債務となっている、あるいは受給権が既に確定している金額であり、それでいて外部基金に積み立てられている金額を超える部分については、会計上も負債として認識しておくべきであろうということが比較的早期に合意されていた。しかしそれ以上の、期末時点では受給権が確定していないけれども、企業と年金制度が問題なく存続していくなれば受給権が確定するだろうということがまず間違いない部分を負債として認識すべきなのかという点が問題となっていた。さらにまたそうした部分を認識するとして、その金額には、期末時点の給与水準とは異なるものの、問題なく従業員が勤続していくなれば発生することがまず間違いない将来の昇給を加味するべきなのかということも問題となっていた。

一方で、そうした最小負債とその時点で退職給付費用の計上を通じて認識されている負債との差額を認識する際には、相手勘定としては繰延費用やその他の包括利益を用いることが要求されており、その期の損益計算には影響を与えないような規定となっている点で時代問わず一貫しているということがここでは指摘される。

第4章では、資産除去債務の認識を求める基準である SFAS No.143 の制定過程に注

目する。資産除去債務に関するプロジェクトにおいては、資産除去活動に関して、引当金や減価償却累計額を通してある時点までに費用として認識されてきた金額までしか負債が計上されていなかった実務が当初から一貫して問題視されていた。そしてその問題を解決するために、期末時点で資産除去支出の見積額を現在価値まで割り引いた金額が負債として計上されるよう基準が設定された。プロジェクトにおける議論の過程では、資産除去債務として認識する債務の範囲としてどこまでを認識すべきなのかが論点の一つとなっていた。プロジェクト初期の見解では推定的債務までを含めるべきとされていたが、最終的には約束手続に基づく債務を含む法的債務まで限定されることとなった過程がそこでは明らかにされ、実質的に避けることができない将来の支出を負債として認識しようとする思考が存在するということがここでは指摘される。

こうした変化に伴って、損益計算の面では、資産除去債務に関する毎期の費用認識が当初に資産の簿価に加算されたものについては減価償却費として、時間の経過に伴う資産除去債務の割り戻し分については利息費用としてそれぞれ計上されることになり、それまでの実務における費用認識とは総額が等しいけれども配分と費用認識箇所がわずかに異なることとなった。他方で、基準内でも明言されているように、資産除去債務に関する基準の主目的が「企業が実際に負う(entity actually has incurred)債務の金額」の表示であり、その意味で貸借対照表上での負債の金額を改善することを意図した変更として位置付けられるものとなっていることが、ここでは特に確認される。

第 5 章では、米国におけるリース会計基準の変遷を概観する。ここでは、ASU No.2016-02 公表前までの会計基準の変遷が、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの相違点に着目してその「異質性」を貸借対照表上でのオンバランスとオフバランスの差異、ならびに費用計上パターンの差異として表現しようとしてきた過程であると位置付けられることをまず指摘する。そして ASU No.2016-02 における変化が、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの間にある「同質性」、「連続性」、「異質性」を反映しようとしたものであると位置付けられることを明らかにする。すなわち、すべてのリースをオンバランスすることでファイナンス・リースとオペレーティング・リースの間の「同質性」を、そしてオンバランスされる資産・負債の測定の局面での差異として「連続性」を表現するだけでなく、従来のリースの分類に従った区別を行うことによって、費用認識パターンについて従来追求されてきた「異

質性」を表現することも維持されている基準であることがここでは確認される。

そしてその結果、ASU No.2016-02 をそれ以前の基準と比較した場合、損益計算に関しては以前の規定を維持しながら、貸借対照表上での資産・負債の認識についてのみ変更するような差異となっているということが指摘される。そしてまた、リースプロジェクトにおいてその初期から解消すべき問題とされてきたのが、資産ではなくむしろオペレーティング・リースに発生していると見られる負債が貸借対照表上で認識されていないことだったという点を明らかにする。

第6章では、第3章から第5章で見てきたような、損益計算への影響とは別に貸借対照表上で何らかの負債を認識するという変化がどういった意味で何の役に立つ変化といえるのかということを検討するための準備段階として、まず企業価値評価に対して会計情報一般がどのように役立ち得るのかを確認する。そこでは、意思決定有用性の意味が一般にどのように捉えられているかということから議論を出発し、企業価値評価という観点から見たとき現行の会計情報がどのように役立っていると考えられているのかを整理する。

その結果、現行の会計では、少なくとも純利益情報が企業価値評価に役立つと期待されている状況にあることが確認される。しかし一方で、そうした純利益情報に影響を与えないような変化、すなわち本論文で取り上げてきたような貸借対照表上での情報の変化がどのように位置づけられるのかは明らかではないということが改めて指摘される。

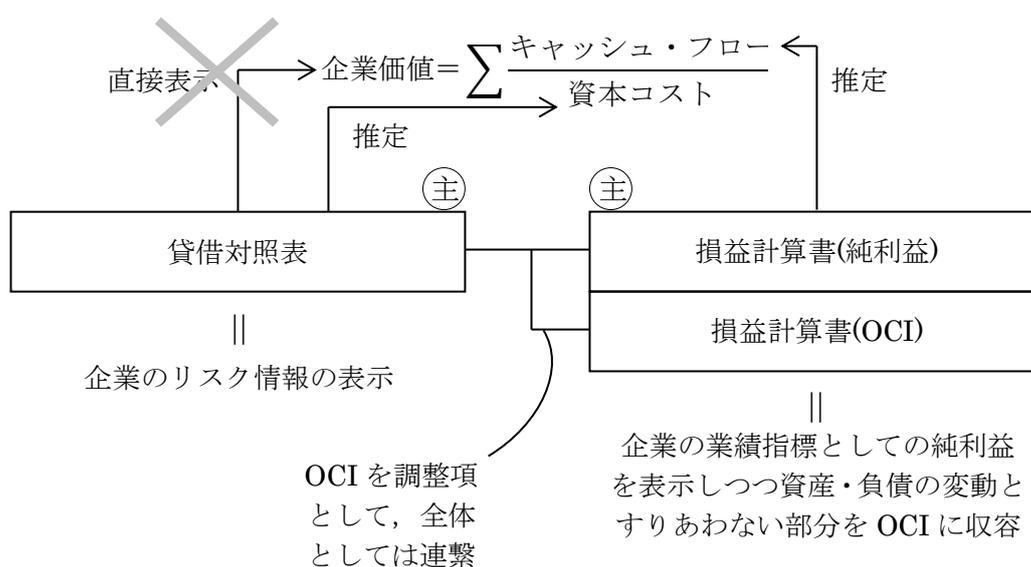
この点を明らかにするため、第7章では、こんにちの会計における貸借対照表の役割を検討する。その際には、貸借対照表の役割が見直されるきっかけとなった、いわゆる資産負債アプローチの考え方がどのような文脈から発生し、その後どのように派生していったのかを跡付ける。そしてそれによって、企業価値評価の観点から貸借対照表に期待される役割がどのように推移し、そして現在はどう位置付けられるに至っているのかをまず明確にする。その上で、近年の純利益情報への回帰の流れの中で「利益情報を補完する役割を有する」と評されている貸借対照表について、そうした「補完的役割」とはどのようなものと考えられるのかを検討する。

検討の結果として本論文では、次のような結論を示す。すなわち、企業価値評価において将来のキャッシュ・フローと並んで重要なインプットである資本コストという要素に着目することで、こんにちの貸借対照表が果たし得る役割としては、企業のリ

スク情報の開示による資本コスト推定への役立ちが期待できる。そしてまた、本論文で取り上げた三つのトピックに関してなされてきた議論に照らす限り、そうした情報を利用者が望んでいる側面も一部に見て取ることができる。

貸借対照表の役割に関する以上のような理解をもとに、こんにちの会計において成立し得る会計情報と企業価値評価の関係を示せば、次のようになる。

図表：こんにちの会計における会計情報と企業価値評価のあり得べき関係



出所：筆者作成

上図において示したような、会計情報と企業価値評価の間に今後生じ得る新たな関係の下では、貸借対照表で企業価値を表示するか損益計算書でキャッシュ・フローの推定に役立つ利益を開示するかという従来の「貸借対照表か損益計算書か」という択一的な会計のあり方ではなく、貸借対照表で資本コストの推定に役立つリスク情報を開示しつつ、損益計算書でキャッシュ・フローの推定に役立つ利益をも開示する、「貸借対照表も損益計算書も」という並列的な会計のあり方が成立することとなる。

そこでは、その他の包括利益を「いわば利益であって利益でない調整項」とすることによって、貸借対照表上で純利益情報とは異なる情報を資産・負債の評価額あるいは注記を通して伝達することが可能となっている。そして本論文では、貸借対照表上で伝達することが可能となった新しい情報として、会計においてこれまで必ずしも目を向けられて来なかった資本コストの推定に資する情報が有力な候補となること、またそれが期待されている側面もある、ということを指摘している。